

昨年度の状況を
公表します

令和2年度弘前市パブリックコメント制度実施状況

令和2年度は14の施策について実施され、168件の意見が寄せられました。各施策での実施状況は下表のとおりです。なお、結果はすべて

市ホームページで公表しています。
■問い合わせ先 広聴広報課広聴広報係（☎ 35-1194）

募集対象項目	募集期間	意見などの提出件数	政策案の修正件数	担当課
弘前市雪対策総合プラン（改訂案）	4月10日～5月15日	0件	0件	道路維持課（☎ 32-8555）
弘前市水道ビジョン（案）・弘前市水道事業経営戦略（案）・弘前市下水道事業経営戦略（案）	4月15日～5月20日	6件	4件	上下水道部総務課（☎ 55-9660）
弘前市パートナーシップ宣誓制度（案）	9月15日～10月14日	89件	15件	企画課（☎ 26-6349）
弘前市公共施設個別施設計画（素案）	10月5日～11月4日	6件	3件	管財課（☎ 40-7111）
弘前市地域福祉計画（改訂案）	11月2日～11月30日	23件	8件	福祉総務課（☎ 40-7037）
第8期弘前市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）	11月16日～12月15日	10件	1件	介護福祉課（☎ 40-7099）
弘前圏域8市町村国土強靭化地域計画（素案）	12月1日～12月28日	1件	0件	防災課（☎ 40-7100）
弘前市障がい者計画・障がい福祉計画（素案）	12月11日～1月12日	0件	0件	障がい福祉課（☎ 40-7122）
第2次弘前圏域定住自立圏共生ビジョン（変更案）	12月15日～1月20日	0件	0件	企画課（☎ 26-6348）
弘前市一般廃棄物処理基本計画改定（案）	12月15日～1月14日	1件	0件	環境課（☎ 32-1969）
第三次弘前市環境基本計画（策定案）	12月15日～1月13日	0件	0件	環境課（☎ 36-0677）
弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存活用計画（案）	12月25日～1月25日	0件	0件	文化財課（☎ 82-1642）
弘前市国民保護計画（変更素案）	2月1日～2月26日	12件	9件	防災課（☎ 40-7100）
弘前市体育施設個別施設計画（素案）	3月27日～4月26日	20件	9件	スポーツ振興課（☎ 40-7115）



イベント中止のお知らせ

ご理解を
お願いします

2021プロ野球ファーム交流戦 広島東洋カープ VS. 東京ヤクルトスワローズ

【対象試合】

▼とき 7月10日（土）・11日（日）

▼ところ 弘前市運動公園はるか夢球場

※振替試合はありません。

■問い合わせ先 スポーツ振興課（☎ 40-7115）

新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡大防止の観点から、右記の2つのイベントが中止となりました。

開催を楽しみにされていた皆さんにはご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

弘前ねぷたまつり

▼とき 8月1日（日）～7日（土）

■問い合わせ先 観光課（☎ 40-0236）

自己や周りの人の
健康のために

弘前市健康づくりサポーターを募集

▼応募方法 お住まいの町長からの推薦または自薦（応募は随時受け付けています）

▼報酬など 無報酬（地区外の研修参加の際には市の旅費規程に準じた交通費を支給）

■問い合わせ先 健康増進課（☎ 37-3750）



相談員として
活動しませんか

弘前市介護サービス相談員を募集

※必要に応じて更新する
ことがあります。



▼謝礼 1回の相談活動
などにつき3,000円

▼応募方法 次の書類を郵送または持参で提出してください。

①市販の履歴書に必要事項を記入し、写真を貼付したもの／②「介護サービス相談員に応募した理由」をテーマとした作文（400字程度）

※応募書類などは返却しませんので、ご了承ください。

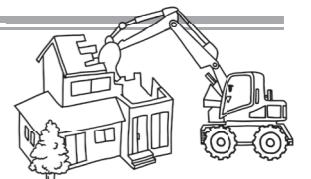
▼選考・発表 書類審査（一次選考）通過者をさらに面接（二次選考）します。選考結果は応募者全員に書面で通知するとともに、選任された人を市ホームページに掲載します。

■問い合わせ・提出先 介護福祉課（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所1階、☎ 40-7099）

詳しくは
問い合わせを

建物取り壊しの届け出は速やかに

記の手続きが必要です。



毎年1月1日現在存在している建物には、固定資産税が課税されています。

市では建物の現況把握に努めていますが、特に未登記の建物の取り壊しについては届け出がないと把握できず、課税される場合がありますので、速やかに届け出をしてください。

なお、登記建物の取り壊しは法務局へ滅失登

記の手続きが必要です。
また、火事や自然災害によって住宅を取り壊した場合、土地の固定資産税に住宅用地の特例措置が引き続き適用になることがありますので、お問い合わせください。

■問い合わせ・届出先 資産税課家屋係（市役所2階、☎ 40-7029）